

第8章 対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

8.1 専門家等による技術的助言

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家その他の環境影響評価に関する知見を有する方々に技術的助言を受けました。

専門家等の技術的助言の内容を表 8.1-1 に示します。

表 8.1-1 専門家等の技術的助言の内容

環境要素の区分	専門分野	技術的助言の内容
大気質	大気科学	・調査計画書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
騒音、振動	心理音響学、騒音環境学	・調査計画書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
水質	水環境	・調査計画書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・土壌・水象・地下水・土地利用等にも着目し、動物・植物・生態系の検討に活用すること。
動物 (哺乳類、鳥類)	動物生態学	・調査計画書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
動物 (両生類、爬虫類)	両生爬虫類	・調査計画書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・国内希少野生動植物種について、3種類の指定があり、それぞれの取り扱いが異なるため留意すること。
動物 (魚類、底生動物)	魚類	・調査計画書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
動物 (昆虫類)	昆虫	・調査計画書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
植物	植物	・調査計画書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・シイ・カシ二次林について、樹齢にも着目すること。 ・植物調査を行う際は、見落としを防ぐため歩行速度に留意すること。
生態系	環境デザイン、景観生態学	・調査計画書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
景観、人と自然との触れ合いの活動の場	都市計画、建築計画	・調査計画書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・予測評価において、フォトモンタージュを作成する際は、眺望景観の変化の程度がわかりやすい地点を選定すること。
文化財	地域史	・調査計画書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。

8.2 環境影響評価の項目

対象道路事業に係る環境影響評価の項目について、「福岡県環境影響評価技術指針」（平成25年福岡県告示第1497号）、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年建設省令第10号）及び「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年建設省令第19号）（以下、両省令を合わせて「国土交通省令」という。）、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版、平成26年度版及び令和2年度版）」（平成25年3月、平成27年3月、令和2年9月、国土交通省国土技術政策総合研究所）（以下、「技術手法」という。）を参考として、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

本事業に係る環境影響評価の項目及びその選定理由は、表 8.2-1 に示すとおりです。環境影響評価項目の選定の結果、環境影響評価を行う項目は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等に係る項目としました。

表 8.2-1 環境影響評価の項目及び選定・非選定の理由

環境要素の区分	影響要因の区分		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定・非選定の理由		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	掘割式(地表式)又は道路(高上式)の存在	在道路(高上式)の存在	自動車の走行			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質								○	対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象があり、自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が考えられることから選定します。また、計画段階環境配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があることから選定します。	
			二酸化硫黄									—	対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象がありますが、既存資料による二酸化硫黄の現況濃度は環境基準と比べてわずかであり、自動車の走行に伴う二酸化硫黄による影響はほとんどないと考えられることから、選定しないこととします。
			粉じん等	○	○								対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象があり、建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等による影響が考えられることから選定します。
		騒音	騒音	○	○							○	対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象があり、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられることから選定します。また、計画段階環境配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があることから選定します。
		振動	振動	○	○							○	対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象があり、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する振動による影響が考えられることから選定します。
	低周波音	低周波音										●	対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象があり、高上式構造で通過する区間の自動車の走行に伴う低周波音による影響が考えられることから選定します。
水環境	水質	水の濁り				○						対象道路事業実施区域及びその周囲に公共用水域があり、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に伴い発生する水の濁りの影響が考えられることから選定します。	
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					—		—		対象道路事業実施区域及びその周囲に重要な地形・地質がありますが、対象道路事業実施区域から離れており、地形変化や環境条件の変化に伴う影響は考えられないことから、選定しないこととします。	
その他の環境要素		日照障害								○	対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象があり、道路(高上式)の区間において、道路(高上式)の存在による日照障害の影響が考えられることから選定します。		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地						○		○	対象道路事業実施区域及びその周囲には重要な種及び注目すべき生息地が確認されており、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられることから選定します。また、計画段階環境配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があることから選定します。		
	植物	重要な種及び群落						○		○	対象道路事業実施区域及びその周囲には重要な種及び群落が確認されており、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられることから選定します。また、計画段階環境配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があることから選定します。		
	生態系	地域を特徴づける生態系						○		○	対象道路事業実施区域及びその周囲には地域を特徴づける生態系を構成する動植物の生息及び生育基盤があり、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられることから選定します。また、計画段階環境配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があることから選定します。		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								○	対象道路事業実施区域及びその周囲には主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観が存在しており、道路の存在による影響が考えられることから選定します。また、計画段階環境配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があることから選定します。		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								○	対象道路事業実施区域及びその周囲には主要な人と自然との触れ合いの活動の場があり、道路の存在による影響が考えられることから選定します。		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○						切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生する建設副産物を、対象道路事業実施区域外に搬出する可能性があり、建設副産物による影響が考えられることから選定します。		

注1) 項目選定を示す記号の以下の通りである。

○：福岡県環境影響評価技術指針に示されている参考項目、●：福岡県環境影響評価技術指針に示されている参考項目以外の項目、—：福岡県環境影響評価技術指針に示されている参考項目で選定しない項目、太枠：計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目

注2) 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

注3) 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

注4) 「注目すべき生息地」とは、学術上もしくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

注5) 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

注6) 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

注7) 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

注8) この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

注9) この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

8.3 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の各項目について、選定した調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由は表 8.3-1 に示すとおりです。

表 8.3-1(1) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	<p>対象道路は延長約7km、車線数4、設計速度80km/hとして計画されており、道路構造は地表式、嵩上式があります。</p> <p>対象道路における自動車の走行に伴い、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が想定されます。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲には、幼稚園を含む学校及び認定施設が39箇所、文化施設（図書館）が2箇所、病院が7箇所、診療所が51箇所、保健福祉施設が7箇所、児童福祉施設が45箇所、障害福祉施設が75箇所、介護事業所等が105箇所分布しています。</p> <p>また、対象道路事業実施区域及びその周囲の集落・市街地は、香春町、みやこ町、行橋市、荇田町の中心部付近に分布しています。</p> <p>2. 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲では、大気質の状況について、1局の一般環境大気測定局（荇田町）において測定が行われています。</p> <p>対象道路事業実施区域では、測定が行われていません。</p> <p>令和2年度の測定結果は以下に示すとおりです。</p> <p>1) 二酸化窒素 測定局における日平均値の年間98%値は0.030ppmとなっており、環境基準を達成しています。</p> <p>2) 浮遊粒子状物質 測定局における日平均値の年間2%除外値は0.046mg/m³となっており、環境基準を達成しています。</p> <p>なお、短期的評価では環境基準を達成していません（1時間値の最高値が0.207mg/m³の時間帯が1時間ある）。</p> <p>3. 気象の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲では、気象の状況について行橋地域気象観測所（行橋市）において観測が行われています。対象道路事業実施区域には、気象観測所は存在していません。</p> <p>令和3年の風向・風速については、行橋地域気象観測所では、年間平均風速は2.1m/s、年間最多風向は西南西となっています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 3) 気象（風向、風速）の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。</p> <p>1) 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に規定される測定方法により行います。</p> <p>2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に規定される測定方法により行います。</p> <p>3) 気象（風向、風速）の状況 「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）による方法により行います。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、濃度変化があると考えられる箇所ごとに、また代表する気象状況が得られる箇所ごとに設定します。</p> <p>5. 調査期間等 現地調査の期間は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 技術手法に記載のとおりブルーム式及びパフ式による計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点 予測地点は、予測地域の中から、道路構造及び交通条件が変化することによって区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から設定します。予測高さは、原則として地上1.5mとします。</p> <p>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「二酸化窒素に係る環境基準について」（二酸化窒素）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（浮遊粒子状物質）と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえて、福岡県環境影響評価技術指針、国土交通省令及び技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。</p>

表 8.3-1(2) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	粉じん等	工事の実施 (建設機械 の稼働)	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設及び改築を行うた めの工事が実施され ます。 建設機械の稼働に 伴い、粉じん等の発生 が想定されます。	1. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域及びその周 囲には、幼稚園を含む学校及び認定 施設が39箇所、文化施設(図書館) が2箇所、病院が7箇所、診療所が 51箇所、保健福祉施設が7箇所、児 童福祉施設が45箇所、障害福祉施設 が75箇所、介護事業所等が105箇所 分布しています。 また、対象道路事業実施区域及び その周囲の集落・市街地は、香春町、 みやこ町、行橋市、苅田町の中心部 付近に分布しています。	1. 調査すべき情報 1) 気象(風向、風速)の状況	1. 予測の基本的な手法 技術手法に記載のとおり事例の引用又は解析に より得られた経験式を用い、季節別降下ばいじん 量を求める方法により予測します。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並び に環境保全措置の検討を行 った場合にはその結果を踏 まえ、建設機械の稼働及び 資材及び機械の運搬に用い る車両の運行に伴い発生す る粉じん等に関する影響 が、事業者により実行可能 な範囲でできる限り回避さ れ、又は低減されており、必 要に応じその他の方法によ り環境保全についての配慮 が適正になされているかど うかについて、見解を明ら かにすることにより行いま す。	事業特性及び 地域特性を踏ま えて、福岡県環境 影響評価技術指 針、国土交通省令 及び技術手法並 びに専門家等 による技術的助言 を参考に選定し ました。
		工事の実施 (資材及び 機械の運搬 に用いる車 両の運行)	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設及び改築を行うた めの工事が実施され ます。 資材及び機械の運 搬に用いる車両の運 行に伴い、粉じん等の 発生が想定されます。	2. 気象の状況 対象道路事業実施区域及びその周 囲では、気象の状況について行橋地 域気象観測所(行橋市)において観 測が行われています。対象道路事業 実施区域には、気象観測所は存在し ていません。 令和3年の風向・風速については、 行橋地域気象観測所では、年間平均 風速は2.1m/s、年間最多風向は西南 西となっています。	2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行 います。なお、現地調査は以下の方法により行 います。 1) 気象(風向、風速)の状況 「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁) による方法により行います。	2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。		
			3. 降下ばいじんの状況 対象道路事業実施区域及びその周 囲では、行橋市及び苅田町の合計10 地点で降下ばいじんの調査が行われ ています。令和2年の降下ばいじん 量は、1.7~3.4t/km ² /月となってい ます。	3. 調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の 保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見 込まれる地域とします。	3. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調 査地域を代表する気象状況が得られる箇所に設 定します。	3. 予測対象時期等 予測対象時期は、資材及び機械の運搬に用いる 車両の平均日交通量が最大になると予想される時 期とします。		

表 8.3-1(3) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	工事の実施 (建設機械 の稼働)	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設及び改築を行うた めの工事が実施され ます。 建設機械の稼働に 伴い、騒音の発生が想 定されます。	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域及びその 周囲には、幼稚園を含む学校及び 認定施設が 39 箇所、文化施設（図 書館）が 2 箇所、病院が 7 箇所、 診療所が 51 箇所、保健福祉施設が 7 箇所、児童福祉施設が 45 箇所、 障害福祉施設が 75 箇所、介護事業 所等が 105 箇所分布しています。 また、対象道路事業実施区域及 びその周囲の集落・市街地は、香 春町、みやこ町、行橋市、苅田町 の中心部付近に分布しています。</p> <p>2. 騒音の状況 対象道路事業実施区域及びその 周囲では、一般環境騒音について、 調査は行われていません。 対象道路事業実施区域及びその 周囲には、騒音規制法に基づく特 定建設作業に伴って発生する騒音 の規制に関する基準が指定されて います。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 騒音の状況 2) 地表面の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、 現地調査は以下の方法により行います。 1) 騒音の状況 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基 準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）に規定する騒音 の測定方法により行います。 2) 地表面の状況 現地踏査による目視で行います。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存 在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表 する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所を選定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 騒音の状況 環境騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日の建設 機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 技術手法に記載のとおり(社)日本 音響学会の「ASJ CN-Model 2007」の 工種別予測法を用い、騒音レベルを 予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとし ます。</p> <p>3. 予測地点 予測地点は、原則として建設機械 が稼働する区域の予測断面における 特定建設作業に伴って発生する騒音 の規制に関する基準位置の敷地の境 界線とします。予測地点の高さは、原 則として地上 1.2m とします。</p> <p>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごと に環境影響が最も大きくなると予想 される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並び に環境保全措置の検討を行 った場合にはその結果を踏 まえ、建設機械の稼働に伴 い発生する騒音に関する影 響が、事業者により実行可 能な範囲内でできる限り回 避され、又は低減されてお り、必要に応じその他の方 法により環境保全につい ての配慮が適正になされて いるかどうかについて、見 解を明らかにすることによ り行います。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性 の検討 「特定建設作業に伴って 発生する騒音の規制に関 する基準」と調査及び予測 の結果との間に整合が図ら れているかどうかを評価し ます。</p>	<p>事業特性及び 地域特性を踏ま えて、福岡県環 境影響評価技術 指針、国土交通省 令及び技術手法 並びに専門家等 による技術的助 言を参考に選定 しました。</p>
		工事の実施 (資材及び 機械の運搬 に用いる車 両の運行)	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設及び改築を行うた めの工事が実施され ます。 資材及び機械の運 搬に伴い、騒音の発生 が想定されます。	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域及びその 周囲には、幼稚園を含む学校及び 認定施設が 39 箇所、文化施設（図 書館）が 2 箇所、病院が 7 箇所、 診療所が 51 箇所、保健福祉施設が 7 箇所、児童福祉施設が 45 箇所、 障害福祉施設が 75 箇所、介護事業 所等が 105 箇所分布しています。 また、対象道路事業実施区域及 びその周囲の集落・市街地は、香 春町、みやこ町、行橋市、苅田町 の中心部付近に分布しています。</p> <p>2. 騒音の状況 対象道路事業実施区域及びその 周囲では、道路交通騒音について、 平成 29 年度に一般国道 201 号等 で 3 地点において調査が行われて おり、1 地点で環境基準を達成し ています。 対象道路事業実施区域では、県 道椎田勝山線で調査が行われてい ます。 なお、対象道路事業実施区域及 びその周囲は、騒音に係る環境基 準について、全域で類型指定され ています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 騒音の状況 2) 沿道の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、 現地調査は以下の方法により行います。 1) 騒音の状況 基本的に騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定方法に より行います。 2) 沿道の状況 現地踏査による目視で行います。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存 在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表 する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所とします。</p> <p>5. 調査期間等 1) 騒音の状況 騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日の資材及び 機械の運搬に伴う車両の運行による環境影響の予測に必要な 時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 技術手法に記載のとおり既存道路 の現況の等価騒音レベルに工事用車 両の影響を加味した式を用い、等価 騒音レベルを予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとし ます。</p> <p>3. 予測地点 予測地点は、原則として工事用道 路の接続が予想される既存道路など 資材及び機械の運搬に伴う車両が 既存交通に合流する地点の近傍で、 当該既存道路の沿道の状況を勘案 し、既存道路の代表的な断面にお ける敷地の境界とします。予測高さは、 原則として地上 1.2m とします。</p> <p>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、資材及び機械の 運搬に伴う車両の平均日交通量が 最大になると予想される時期とし ます。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並び に環境保全措置の検討を行 った場合にはその結果を踏 まえ、資材及び機械の運搬 に伴う騒音に関する影 響が、事業者により実行可 能な範囲内でできる限り回 避され、又は低減されてお り、必要に応じその他の方 法により環境保全につい ての配慮が適正になされて いるかどうかについて、見 解を明らかにすることによ り行います。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性 の検討 「騒音規制法第 17 条に 基づく指定地域内にお ける自動車騒音の限度」及び「騒 音に係る環境基準につ いて」に規定する環境基準と 調査及び予測の結果との 間に整合が図られているか どうかを評価します。</p>	<p>事業特性及び 地域特性を踏ま えて、福岡県環 境影響評価技術 指針、国土交通省 令及び技術手法 並びに専門家等 による技術的助 言を参考に選定 しました。</p>

表 8.3-1(4) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	<p>対象道路は延長約7km、車線数4、設計速度80km/hとして計画されており、道路構造は地表式、嵩上式があります。</p> <p>対象道路における自動車の走行に伴い、騒音の発生が想定されます。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲には、幼稚園を含む学校及び認定施設が39箇所、文化施設（図書館）が2箇所、病院が7箇所、診療所が51箇所、保健福祉施設が7箇所、児童福祉施設が45箇所、障害福祉施設が75箇所、介護事業所等が105箇所分布しています。</p> <p>また、対象道路事業実施区域及びその周囲の集落・市街地は、香春町、みやこ町、行橋市、苅田町の中心部付近に分布しています。</p> <p>2. 騒音の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲では、一般環境騒音について、調査は行われていません。</p> <p>対象道路事業実施区域及びその周囲では、道路交通騒音について、平成29年度に一般国道201号等で3地点において調査が行われており、1地点で環境基準を達成しています。</p> <p>対象道路事業実施区域では、県道椎田勝山線で調査が行われています。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域及びその周囲は、騒音に係る環境基準について、全域で類型指定されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 騒音の状況 2) 沿道の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 騒音の状況 基本的に騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定方法により行います。 2) 沿道の状況 現地踏査による目視で行います。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とし、調査・予測区間ごとに設定します。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地点を代表する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所とします。</p> <p>5. 調査期間等 1) 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 技術手法に記載のとおり日本音響学会の「ASJ RTN-Model 2018」を用い、等価騒音レベルを予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点 予測地点は、原則として予測地域の代表断面において、騒音に係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間（以下、「幹線道路近接空間」という。）とその背後地の各々に設定します。予測地点の高さは幹線道路近接空間及び背後地における住居等の平均的な高さとしてします。</p> <p>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、自動車の走行に伴い発生する騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「騒音に係る環境基準について」に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえて、福岡県環境影響評価技術指針、国土交通省令及び技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。</p>

表 8.3-1(5) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	工事の実施 (建設機械の稼働)	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設及び改築を行うた めの工事が実施され ます。 建設機械の稼働に 伴い、振動の発生が想 定されます。	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲には、幼稚園を含む学校及び認定施設が 39 箇所、文化施設（図書館）が 2 箇所、病院が 7 箇所、診療所が 51 箇所、保健福祉施設が 7 箇所、児童福祉施設が 45 箇所、障害福祉施設が 75 箇所、介護事業所等が 105 箇所分布しています。 また、対象道路事業実施区域及びその周囲の集落・市街地は、香春町、みやこ町、行橋市、苅田町の中心部付近に分布しています。</p> <p>2. 振動の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲において振動等に係る公表資料はありません。 なお、対象道路事業実施区域及びその周囲には、振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が指定されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 地盤（地盤種別）の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 地盤（地盤種別）の状況 表層地質及び周辺地形状況について現地踏査による目視で行います。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所とします。</p> <p>5. 調査期間等 調査期間等は、地盤の状況を適切に把握できる時期を基本とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 技術手法に記載のとおり原則として事例の引用又は解析により得られた式を用い、振動レベルを予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点 予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における「振動規制法施行規則」第十一条の敷地の境界線とします。</p> <p>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に伴い発生する振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」による「特定建設作業の規制に関する基準」と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえて、福岡県環境影響評価技術指針、国土交通省令及び技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。
		工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設及び改築を行うた めの工事が実施され ます。 資材及び機械の運 搬に用いる車両の運 行に伴い、振動の発生 が想定されます。	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲には、幼稚園を含む学校及び認定施設が 39 箇所、文化施設（図書館）が 2 箇所、病院が 7 箇所、診療所が 51 箇所、保健福祉施設が 7 箇所、児童福祉施設が 45 箇所、障害福祉施設が 75 箇所、介護事業所等が 105 箇所分布しています。 また、対象道路事業実施区域及びその周囲の集落・市街地は、香春町、みやこ町、行橋市、苅田町の中心部付近に分布しています。</p> <p>2. 振動の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲において振動等に係る公表資料はありません。 なお、対象道路事業実施区域及びその周囲には、振動規制法で定める道路交通振動の限度を適用する地域（規制区域）があります。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動（振動レベル）の状況 2) 地盤（地盤種別）の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 振動の状況 振動レベルについて、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第二備考 4 及び 7 に規定する振動の測定方法により行います。 2) 地盤の状況 表層地質及び周辺地形の状況について現地踏査による目視で行います。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所を設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動の状況を代表すると認められる 1 日について、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯に設定します。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 技術手法に記載のとおり振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用い、既存道路の現況の振動レベルに資材及び機械の運搬に用いる車両の影響を加味して、振動レベルを予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点 予測地点は、原則として工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線とします。</p> <p>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、資材及び機械の運搬に用いる車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に伴い発生する振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」による「道路交通振動の限度」と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえて、福岡県環境影響評価技術指針、国土交通省令及び技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。

表 8.3-1(6) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	<p>対象道路は延長約7km、車線数4、設計速度80km/hとして計画されており、道路構造は地表式、嵩上式があります。</p> <p>対象道路における自動車の走行に伴い、振動の発生が想定されます。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲には、幼稚園を含む学校及び認定施設が39箇所、文化施設（図書館）が2箇所、病院が7箇所、診療所が51箇所、保健福祉施設が7箇所、児童福祉施設が45箇所、障害福祉施設が75箇所、介護事業所等が105箇所分布しています。</p> <p>また、対象道路事業実施区域及びその周囲の集落・市街地は、香春町、みやこ町、行橋市、苅田町の中心部付近に分布しています。</p> <p>2. 振動の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲において振動等に係る公表資料はありません。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域及びその周囲には、振動規制法で定める道路交通振動の限度を適用する地域（規制区域）があります。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動（振動レベル）の状況 2) 地盤（地盤種別及び地盤卓越振動数）の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 振動の状況 振動レベルは、「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）別表第二備考4及び7に規定する振動の測定方法により行います。 2) 地盤の状況 地盤卓越振動数は、大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析して求めることを原則とします。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所を設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 当該道路の振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに行うことを原則とします。 2) 地盤の状況 地盤卓越振動数は、原則として10回以上の測定を行います。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 技術手法に記載のとおり振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用い、振動レベルを予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点 対象道路において道路構造、交通条件が変化するとに住居等が近接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定し、この代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定することを原則とします。</p> <p>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、自動車の走行に伴い発生する振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」による「道路交通振動の限度」と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえて、福岡県環境影響評価技術指針、国土交通省令及び技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。</p>

表 8.3-1(7) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
低周波音	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	<p>対象道路は延長約7km、車線数4、設計速度80km/hとして計画されており、道路構造は地表式、嵩上式があります。</p> <p>嵩上式構造で通過する区間における自動車の走行に伴い、低周波音の発生が想定されます。</p>	<p>1. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲には、幼稚園を含む学校及び認定施設が39箇所、文化施設（図書館）が2箇所、病院が7箇所、診療所が51箇所、保健福祉施設が7箇所、児童福祉施設が45箇所、障害福祉施設が75箇所、介護事業所等が105箇所分布しています。</p> <p>また、対象道路事業実施区域及びその周囲の集落・市街地は、香春町、みやこ町、行橋市、苅田町の中心部付近に分布しています。</p> <p>2. 低周波音の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲において低周波音等に係る公表資料はありません。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 住居等の位置</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。</p> <p>1) 住居等の位置 住居等の位置について現地踏査による目視で行います。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、道路構造が橋もしくは高架であり、影響範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査期間等 調査期間は、住居等の位置を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 技術手法に記載のとおり既存調査結果により導かれた予測式を用い、低周波音圧レベルを予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点 予測地域において橋もしくは高架の上部工形式又は交通条件が変化することに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を選定します。予測高さは、原則として地上1.2mとします。</p> <p>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、自動車の走行に伴い発生する低周波音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえて、福岡県環境影響評価技術指針、国土交通省令及び技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。</p>

注1：低周波音は、100 Hz 以下の低周波数の音波であり、20 Hz 以下の超低周波音を含みます。

表 8.3-1(8) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の濁り	工事の実施 (切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)	土地の形状の変更 あるいは工作物の新設及び改築を行うための工事が実施されます。 切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴い、水の濁りの発生が想定されます。	<p>1. 水象の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲には、主な河川（二級河川以上）として、一級河川の金辺川、呉川、二級河川の井尻川、小波瀬川、今川等があります。 対象道路事業実施区域には、二級河川の長峽川、初代川、宇田川があります。 また、対象道路事業実施区域及びその周囲には、行橋市、みやこ町を中心に多くのため池が分布しています。</p> <p>2. 水質の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲では、令和2年度に河川の水質として、生活環境項目について18地点において調査が行われています。 対象道路事業実施区域では、調査が行われていません。 調査結果によると、SS（浮遊物質）については、環境基準が設定されている18地点全てで環境基準を達成しています。 対象道路事業実施区域及びその周囲には、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定地域及び水質汚濁防止法の上乗せ排水基準の指定区域があります。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 水質（浮遊物質）の状況 2) 水象（流量）の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 水質（浮遊物質）の状況 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に規定される測定方法により行います。 2) 水象（流量）の状況 「水質調査方法」（昭和46年各都道府県知事・政令市長あて環境庁水質保全局長通達）等に規定される測定方法により行います。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域における公共用水域において、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、調査地域において水質の状況、水象の状況を適切に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等 調査期間等は、水質の状況、水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度として、原則として月1回、1年以上実施します。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴い発生する水の濁りの影響の程度について、類似事例を用いて推定する方法、もしくは計算による方法により明らかにすることにより予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点 予測地点は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りが影響を受ける水域の範囲とします。</p> <p>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りが影響を与える時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じて他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえて、福岡県環境影響評価技術指針、国土交通省令及び技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。</p>

表 8.3-1(9) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
その他の環境 要素	日照障害	土地又は工作 物の存在及び 供用 (道路(嵩上 式)の存在)	対象道路は延長約 7km、車線数4、設計速 度80km/hとして計画 されており、道路構造 は地表式、嵩上式があ ります。 嵩上式構造の区間 における日影の発生 が想定されます。	1. 住居等の保全対象の配置の 状況 対象道路事業実施区域及び その周囲には、幼稚園を含む学 校及び認定施設が39箇所、文 化施設(図書館)が2箇所、病 院が7箇所、診療所が51箇所、 保健福祉施設が7箇所、児童福 祉施設が45箇所、障害福祉施 設が75箇所、介護事業所等が 105箇所分布しています。 また、対象道路事業実施区域 及びその周囲の集落・市街地 は、香春町、みやこ町、行橋市、 苅田町の中心部付近に分布し ています。	1. 調査すべき情報 1) 土地利用の状況 ・住居等の立地状況 ・周辺地域に著しい日影の影響を及ぼす中高層建築物の位置 2) 地形の状況 ・住居等の立地する土地の高さ、傾斜等 ・周辺地域に著しい日影の影響を及ぼす地形の位置 2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現 地調査は主に目視確認による方法とします。 3. 調査地域 調査地域は、高架構造物の周辺地域において、日照障害が予想 される範囲(冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生 じる範囲)を含む地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する 土地利用の状況、地形の状況が得られる地点を選定します。 5. 調査期間等 調査期間は、土地利用の状況及び地形の状況に係る調査すべき 情報を適切に把握することができる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 技術手法に記載のとおり太陽高 度・方位及び高架構造物等の方位・ 高さ等を用いた式を用い、等時間 の日影線を描いた日影図作成する ことにより予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じと します。 3. 予測地点 予測地点は、予測地域のうち、高 架構造物等の沿道状況、高架構造 物等と周辺地盤との高低差の程度 を勘案し、日影状況の変化の程度 を的確に把握できる地点としま す。 予測高さは、住居等の保全対象 で最も日影の影響が大きくなる居 住階の高さとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、高架構造物等 の設置が完了する時期の冬至日と します。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並び に環境保全措置の検討を行 った場合にはその結果を踏 まえ、道路(嵩上式)の存在 に伴い発生する日照障害に 関する影響が、事業者によ り実行可能な範囲内ででき る限り回避され、又は低減 されており、必要に応じそ 他の方法により環境保全 についての配慮が適正にな されているかどうかについ て、見解を明らかにするこ とにより行います。	事業特性及び 地域特性を踏ま えて、福岡県環境 影響評価技術指 針、国土交通省令 及び技術手法並 びに専門家等 による技術的助言 を参考に選定し ました。

表 8.3-1(10) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な種 及び注目 すべき生 息地	工事の実施 (工事施工ヤ ード及び工事 用道路等の設 置) 土地又は工作 物の存在及び 供用 (道路(地表式 又は掘削式、嵩 上式)の存在)	土地の形状の変 更あるいは工作物 の新設及び改築を 行うための工事が 実施されます。 工事施工ヤード 及び工事用道路等 の設置に伴い、土 地の改変が想定さ れます。	1. 動物の生息基盤の状況(水象、土壌、 地形及び地質、土地利用の状況) 1) 水象の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲に は、一級河川の金辺川、呉川、二級河川 の長峽川、井尻川、初代川、宇田川、矢 山川、小波瀬川、白川、箕田川、今川、 松坂川、大坂川、江尻川、祓川が存在し ています。上記河川のうち18地点で水質 調査が実施されています。 2) 土壌の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲で は、西側には褐色森林土壌、褐色森林土 壌(黄褐色系)、乾性褐色森林土壌(赤褐色系)、 東側には黄色土壌、乾性褐色森林土壌(赤 褐色系)、灰色低地土壌、細粒グライ土壌等 が広域に分布しています。 3) 地形及び地質の状況 地形については、対象道路事業実施区 域及びその周囲には、西側は中起伏山地、 小起伏山地、山麓地、東側は砂礫台地(下 位)、小起伏丘陵地、三角州性低地等が分 布している。対象道路事業実施区域内に は、山麓地、砂礫台地(中位)、砂礫台地 (下位)、三角州性低地、小起伏丘陵地が 分布しています。 地質については、対象道路事業実施区 域及びその周囲には、西側は変成岩の砂 質準片岩・泥質準片岩・深成岩の閃雲花 崗岩・黒雲母花崗岩、花崗閃緑岩等、東 側は未固結堆積物の砂・粘土・淤泥・礫 が広域に分布しています。 4) 土地利用の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲に おいては、平野部を中心として広域に農 業地域が分布しています。東側の低地部 に住宅地、商業地が広がっており、その 他の山間部に森林地域等が広がってい ます。対象道路事業実施区域内には、都市 地域、農業地域、森林地域が分布してい ます。	1. 調査すべき情報 1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況 (1) 重要な種等の生態の状況 (2) 重要な種等の生息及び分布の状況 (3) 重要な種等の生息環境の状況 2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行いま す。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 動物相の状況 現地調査は、個体や痕跡の目視、鳴き声の聞き取 り、個体の採取による方法とします。この場合、出来 る限り環境への影響が少ない、直接観察、捕獲採取、 痕跡確認等の調査方法とします。 2) 重要な種等の状況 (1) 重要な種等の生態の状況 図鑑、その他の資料により把握します。 (2) 重要な種等の生息及び分布の状況 「1) 動物相の状況」と同じとします。 (3) 重要な種等の生息環境の状況 現地踏査により微地形、水系、植物群落等の種類及 び分布を目視確認する方法とします。 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺 とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象道 路事業実施区域及びその端部から250m程度を目安と します。ただし、行動圏の広い重要な種等に関して は、必要に応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物の生態的特徴、地形や植 生等の生息基盤等を踏まえて、確認しやすい場所に 調査地点又は経路を設定します。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、調査地域において重 要な種等が生息する可能性が高い場所に調査地点又 は経路を設定します。 5. 調査期間等 調査期間は1年間を基本とします。 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい時期・時 間帯とします。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確 認しやすい時期・時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路 等と重要な種の生息地及び注目すべき生息地 の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区 間及び重要な種等の移動経路が分断される区 間並びにその程度を把握します。次に、それ らが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度 を、科学的知見や類似事例を参考に予測しま す。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期等は、事業特性及び重要な種 等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれ のある時期等とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並び に環境保全措置の検討を行 った場合にはその結果を踏 まえ、工事施工ヤード及び 工事用道路等の設置及び道 路の存在(地表式又は掘削 式、嵩上式)による重要な 種等に関する影響が、事業 者により実行可能な範囲内 でできる限り回避され、又 は低減されており、必要に 応じその他の方法により環 境保全についての配慮が適 正になされているかどうか について、見解を明らかに することにより行います。	事業特性及び 地域特性並び に配慮書の検 討を踏まえて、 福岡県環境影 響評価技術指 針、国土交通 省令及び技術 手法並びに専 門家等による 技術的助言を 参考に選定し ました。

表 8.3-1(11) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
植物	重要な種 及び群落	<p>工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）</p>	<p>土地の形状の変更あるいは工作物の新設及び改築を行うための工事が実施されます。</p> <p>工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴い、土地の改変が想定されます。</p> <p>対象道路は延長約7km、車線数4、設計速度80km/hとして計画されており、道路構造は地表式、嵩上式があります。</p> <p>道路の存在に伴い、土地の改変が想定されます。</p>	<p>1. 植物の生息基盤の状況（水象、土壌、地形及び地質、土地利用の状況）</p> <p>1) 水象の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲には、一級河川の金辺川、呉川、二級河川の長峽川、井尻川、初代川、宇田川、矢山川、小波瀬川、白川、箕田川、今川、松坂川、大坂川、江尻川、祓川が存在しています。上記河川のうち18地点で水質調査が実施されています。</p> <p>2) 土壌の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲では、西側には褐色森林土壌、褐色森林土壌（黄褐色系）、乾性褐色森林土壌（赤褐色系）、東側には黄色土壌、乾性褐色森林土壌（赤褐色系）、灰色低地土壌、細粒グライ土壌等が広域に分布しています。</p> <p>3) 地形及び地質の状況 地形については、対象道路事業実施区域及びその周囲には、西側は中起伏山地、小起伏山地、山麓地、東側は砂礫台地（下位）、小起伏丘陵地、三角州性低地等が分布している。対象道路事業実施区域内には、山麓地、砂礫台地（中位）、砂礫台地（下位）、三角州性低地、小起伏丘陵地が分布しています。</p> <p>地質については、対象道路事業実施区域及びその周囲には、西側は変成岩の砂質準片岩・泥質準片岩・深成岩の閃雲花崗岩・黒雲母花崗岩、花崗閃緑岩等、東側は未固結堆積物の砂・粘土・淤泥・礫が広域に分布しています。</p> <p>4) 土地利用の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲においては、平野部を中心として広域に農業地域が分布しています。東側の低地部に住宅地、商業地が広がっており、その他の山間部に森林地域等が広がっています。対象道路事業実施区域内には、都市地域、農業地域、森林地域が分布しています。</p> <p>2. 植物の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲における重要な植物種として108種が確認されています。また、重要な植物群落2群落、天然記念物9箇所、巨樹・巨木7箇所が分布しています。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <p>1) 植物相及び植生の状況</p> <p>2) 重要な種及び群落の状況 (1) 重要な種及び群落の生態 (2) 重要な種及び群落の分布状況 (3) 重要な種及び群落の生育状況 (4) 重要な種及び群落の生育環境（土壌含む）の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。</p> <p>1) 植物相及び植生の状況 植物相の状況は、個体の目視、個体の採取による方法とします。この場合、出来る限り環境への影響が少ない調査方法とします。植生の状況は、植物社会学的調査による方法とします。</p> <p>2) 重要な種及び群落の状況 (1) 重要な種及び群落の生態 図鑑、その他の資料により把握します。 (2) 重要な種及び群落の分布状況、(3) 重要な種及び群落の生育状況 「1) 植物相及び植生の状況」と同じとします。 (4) 重要な種及び群落の生育環境（土壌含む）の状況 現地踏査により微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から100m程度を目安とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>1) 植物相及び植生の状況 調査地域に生育する植物及び植生の生態的特徴、地形等を踏まえて、確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。</p> <p>2) 重要な種及び群落の状況 重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域において重要な種・群落が生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は1年間を基本とします。</p> <p>1) 植物相及び植生の状況 植物相の状況は、春夏秋の3季調査することを基本とし、そこに生育する植物を確認しやすい時期及び時間帯とします。植生の状況は、春～秋にかけて1～2回程度実施することを基本とし、植生の状況を確認しやすい時期及び時間帯とします。</p> <p>2) 重要な種及び群落の状況 重要な種及び群落の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやすい時期とし、時間帯は昼間を基本とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路等と重要な種・群落の生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。次に、それが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期等は、事業特性及び重要な種・群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在による重要な種・群落に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p>	<p>事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえて、福岡県環境影響評価技術指針、国土交通省令及び技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。</p>

表 8.3-1(12) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	<p>工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）</p>	<p>土地の形状の変更あるいは工作物の新設及び改築を行うための工事が実施されます。</p> <p>工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴い、土地の改変が想定されます。</p> <p>対象道路は延長約7km、車線数4、設計速度80km/hとして計画されており、道路構造は地表式、嵩上式があります。</p> <p>道路の存在に伴い、土地の改変が想定されます。</p>	<p>1. 自然環境の類型区分 対象道路事業実施区域及びその周囲における自然環境類型区分は、山地・丘陵地（3区分）、低地・台地（2区分）、市街地（1区分）で構成されています。</p> <p>対象道路事業実施区域及びその周囲における地域を特徴づける生態系として、「山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系」、「低地・台地の耕作地・河川・ため池を中心とする生態系」の2つの生態系を設定しました。</p> <p>2. 生態系の状況 対象道路事業実施区域及びその周囲を特徴づける各生態系の注目種・群集の候補としては、以下に示すものが想定されます。</p> <p>・山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系 （上位性）サンバ（典型性）テン、アオダイショウ、クロヒカゲ、シイカシ二次林</p> <p>・低地・台地の耕作地・河川・ため池を中心とする生態系（上位性）サギ類（ダイサギ、アオサギ） （典型性）カヤネズミ、ヌマガエル、ドジョウ属、ギンヤンマ、ヨシ</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (1) 動植物に係る概況 (2) その他の自然環境に係る概況 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 (1) 注目種・群集の生態 (2) 注目種・群集と他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 (3) 注目種・群集の分布状況 (4) 注目種・群集の生息・生育の状況 (5) 注目種・群集の生息環境もしくは生育環境</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (1) 動植物に係る概況 「動物」の動物相及び「植物」の植物相の調査結果を利用するものとします。 (2) その他の自然環境に係る概況 現地踏査において、主要な微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。なお、植物群落に関しては、「植物」の調査結果を利用するものとします。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 (1) 注目種・群集の分布、生息・生育状況、(2) 注目種・群集と他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 図鑑、その他の資料により把握します。 (3) 注目種・群集の分布状況、(4) 注目種・群集の生息・生育の状況 「動物」の動物相及び「植物」の植物相の調査結果を利用するものとします。 (5) 注目種・群集の生息環境もしくは生育環境 現地踏査において、生息・生育基盤について、注目種・群集の生活の場となる微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。なお、植物群落に関しては、「植物」の調査結果を利用するものとします。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。</p> <p>4. 調査地点 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息、生育する動植物の生態的特徴、地形や植生等の生息、生育基盤等を踏まえて、生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域において生息、生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。</p> <p>5. 調査期間等 調査期間は1年間を基本とします。 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息・生育する動植物を確認しやすい時期・時間帯とします。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 注目種・群集の生態を踏まえ、その生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況を確認しやすい時期・時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路等と生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測対象時期等 予測対象時期等は、事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在による地域を特徴づける生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全について配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p>	<p>事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえて、福岡県環境影響評価技術指針、国土交通省令及び技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。</p>

表 8.3-1(13) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	対象道路は延長約7km、車線数4、設計速度80km/hとして計画されており、道路構造は地表式、嵩上式があります。 道路の存在に伴い、土地の改変及び眺望景観の変化が想定されます。	<p>1. 地域の景観特性 京築広域景観計画によると、京築地域の景観は、山並み、川、谷筋、平野といった雄大な自然が昔から変わることなく存在し、原風景を形づくる景観の基盤となっています。</p> <p>2. 主要な眺望点 対象道路事業実施区域及びその周囲には、主要な眺望点として、ピワノクマ古墳(行橋市)、仲哀公園(みやこ町)など29箇所があります。</p> <p>対象道路事業実施区域には、主要な眺望点は存在しません。</p> <p>3. 景観資源 対象道路事業実施区域及びその周囲には、景観資源として、千女房のヤマザクラ等56箇所があります。</p> <p>対象道路事業実施区域には、景観資源は存在しません。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 主要な眺望点の状況 2) 景観資源の状況 3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査は、「1) 主要な眺望点の状況」及び「2) 景観資源の状況」については既存資料調査等を基本とします。既存資料では調査すべき情報が不足すると判断される場合には、聞き取り調査又は現地調査により行います。 なお、現地調査は以下の方法により行います。</p> <p>3) 主要な眺望景観の状況 写真撮影等により視覚的に把握します。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、実施区域及びその端部から3km程度の範囲とし、その範囲内において、主要な眺望点が分布する地域とします。ただし、事業特性、地域特性により上記範囲を超えて対象道路が視認される可能性がある場合には、適宜、拡大します。なお、景観資源については当該範囲の外に存在するものについても、主要な眺望点から眺望される場合には把握すべき対象とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点とします。</p> <p>5. 調査期間等 調査期間等は、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 主要な眺望点及び景観資源と対象道路事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握します。 2) 主要な眺望景観の変化 フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握します。また、対象道路の目立ちやすさを示す物理的指標を用い、眺望景観の変化の程度が人間に与える影響(圧迫感、目立ちやすさ等)を整理します。</p> <p>2. 予測地域 1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の改変が生じる地域とします。 2) 主要な眺望景観の変化 調査地域のうち、主要な眺望景観の変化が生じる地域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等 予測対象時期は、対象道路の完成時において、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観に係る影響を的確に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在による主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p>	<p>事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえて、福岡県環境影響評価技術指針、国土交通省令及び技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。</p>

表 8.3-1(14) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	対象道路は延長約7km、車線数4、設計速度80km/hとして計画されており、道路構造は地表式、嵩上式があります。 道路の存在に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場(以下、「触れ合い活動の場」という。)の変化が想定されます。	<p>1. 人と自然との触れ合い活動の場の概況 対象道路事業実施区域及びその周囲には、人と自然との触れ合いの活動の場として、サクラ鑑賞、散策等の活動ができる場があります。</p> <p>2. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 対象道路事業実施区域及びその周囲には、主要な触れ合い活動の場として、九州自然歩道、仲哀公園など16箇所が存在します。 対象道路事業実施区域には、主要な触れ合い活動の場は存在していません。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 触れ合い活動の場の概況 2) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査は、「1) 触れ合い活動の場の概況」については既存資料調査等を基本とします。既存資料では調査すべき情報が不足すると判断される場合には、聞き取り調査又は現地調査により行います。 なお、現地調査は以下の方法により行います。 2) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握することにより行います。また、主要な触れ合い活動の場において行われている主な自然との活動内容を詳細に把握します。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲において、主要な触れ合い活動の場が分布する地域とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、人と自然との触れ合いの活動の場が存在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点とします。</p> <p>5. 調査期間等 調査期間等は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合い活動の場の利用状況を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 1) 主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変 主要な触れ合い活動の場及びそれを取り巻く自然資源と対象道路事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握することにより予測します。 2) 利用性の変化 主要な触れ合い活動の場の分断等の利用性の変化、主要な触れ合い活動の場への到達時間・距離の変化を把握することにより予測します。 3) 快適性の変化 主要な触れ合い活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握することにより予測します。</p> <p>2. 予測地域 1) 主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変 調査地域のうち、主要な触れ合い活動の場及びそれを取り巻く自然資源の改変が生じる地域とします。 2) 利用性の変化 調査地域のうち、主要な触れ合い活動の場又は場の利用に関し影響が生じる地域及び近傍の既存道路において、主要な触れ合い活動の場への到達時間・距離の変化が生じる地域とします。 3) 快適性の変化 調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じ、雰囲気が悪化されると想定される地域(対象道路事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲)とします。</p> <p>3. 予測対象時期等 予測対象時期は、対象道路事業の完成時において、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合い活動の場の利用状況を踏まえ、主要な触れ合い活動の場に及ぶ影響を明らかにする上で必要な時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在による主要な触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、福岡県環境影響評価技術指針、国土交通省令及び技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。</p>

表 8.3-1(15) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法並びに手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連 する事業特性	当該項目に関連 する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
廃棄物等	建設工事 に伴う副 産物	工事の実施 (切土工等又 は既存の工作 物の除去)	土地の形状の変更ある いは工作物の新設及び改 築を行うための工事が実 施されます。 切土工等又は既存の工 作物の除去に伴い建設副 産物の発生が想定されま す。	対象道路事業実施区域及びその 周囲には、廃棄物の圧縮・切断、焼 却、破碎等を行う廃棄物処理施設 が11箇所存在します。	予測・評価に必要な情報は、事業特性及 び地域特性の情報把握により得られるこ とから、調査は既存資料調査を基本とし、 必要な情報が得られない場合又は不足す る場合には必要に応じて現地調査及び聞き 取り調査を行います。	<p>1. 予測の基本的な手法 対象道路事業における事業特性及び地域特性の情報 を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生量及び処分 の状況を予測することにより行います。 さらに、地域特性から得られる廃棄物等の再利用・ 処分技術の現況及び処理施設等の立地状況に基づい て、実行可能な再利用・適正処分の方策を検討します。 ここで、「廃棄物等の種類」とは、以下をいいます。</p> <p>①切土工等に係る建設副産物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土 ・建設汚泥 <p>②既存の工作物の除去に係る建設副産物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 ・アスファルト・コンクリート塊 ・建設発生木材 <p>2. 予測地域 予測地域は、廃棄物等が発生する対象道路事業実施 区域を基本とします。 なお、再利用方法の検討にあたっては、実行可能な 再利用の方策を検討するために、対象道路事業実施区 域の周辺区域を含む範囲とします。</p> <p>3. 予測対象時期等 予測対象時期は、建設工事に伴う廃棄物等が発生す る工事期間とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並び に環境保全措置の検討を行 った場合にはその結果を踏 まえ、切土工等又は既存の 工作物の除去に伴い発生す る廃棄物等に関する影響 が、事業者により実行可能 な範囲内でできる限り回避 され、又は低減されており、 必要に応じその他の方法に より環境保全についての配 慮が適正になされているか どうかについて、見解を明 らかにすることにより行い ます。</p>	事業特性及び 地域特性を踏ま えて、福岡県環境 影響評価技術指 針、国土交通省令 及び技術手法並 びに専門家等 による技術的助言 を参考に選定し ました。